

2 駅出入口

チェックポイント

- ① 出入口や通路において車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ② 通行の支障となる段差はないか
- ③ 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ④ 階段には、手すりが設置されているか
- ⑤ 案内板や誘導サインはわかりやすいものとなっているか

公共交通移動等円滑化基準 (移動等円滑化された経路)

第4条

- 4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - 三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

【整備のポイント】

- ・ 駅出入口は、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とします。
- ・ 車いす使用者等が遠回りすることがないように、最も利用される経路から通じる出入口をバリアフリー化するよう配慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口の幅

- ◎ 車いす使用者の通過に支障がないよう、**幅は 90cm 以上**確保します。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅 180cm 以上とすることが望まれます。

段差の解消

- ◎ **出入口には段差を設けない**ようにします。特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域および施工区分が異なることによる段差が生じないように配慮します。
- 施工する上で、水処理等やむを得ず多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等の配慮をしましょう。

出入口の戸の構造

- ◎ 車いす使用者の動作の余裕を見込み、出入口の戸の**幅は 90cm 以上**とします。
- ◎ **1 つ以上**の戸は**自動式の引き戸**とします。
- ◎ 自動ドアは、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、**感知式とするなど、開閉操作の不要なもの**とします。その場合には、戸の開閉速度は、ある程度速く開き、ゆっくりと閉じる設定のものがよいでしょう。
- ガラス戸など、戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにします。また、内部と外部が確認できる構造とします。
- ◎ 戸の前後には、車いす 1 台が止まることができるよう **120cm 以上の長さの平らな区間**を設けます。
- 自動ドアでない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できる 150cm 以上の長さの平らな区間を設けることが望まれます。
- ◎ ドアの下枠や敷居により車いすの通行の支障となる**段差を設けない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 床面は平らで、**濡れても滑りにくい材質**とします。

溝ふた

- ◎ 水切り用の溝ふたを設ける場合は、車いすの車輪が落ち込まないとともに、視覚障害者の白杖が落ち込まない構造のものとします。

ひさし

- 車いす使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる駅の出入口には大きめのひさしを設置することが望まれます。

案内表示

- 案内サインや誘導サインなどをわかりやすい位置に設置しましょう。
- バス乗場については、路線バスや郊外バスを区別して表示するとよいでしょう。
- その他 62 ページ「案内表示」を参照してください。

階段がある場合

手すりの設置

- ◎手すりは階段の**両側**に設置します。
- ◎高齢者や杖使用者、低身長者など多様な利用者に配慮した手すり（例えば2段手すり等）を設置します。
- ◎2段手すりの設置の高さは、地面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- ◎手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど**端部が突出しない構造**とします。
- 手すりの材質は、木材など、気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質にする等の配慮をします。
- ◎手すりの先端には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。
- ◎点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は、設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮しましょう。

段の角（段鼻）

- ◎段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまづかないような構造**とします。
- ◎段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

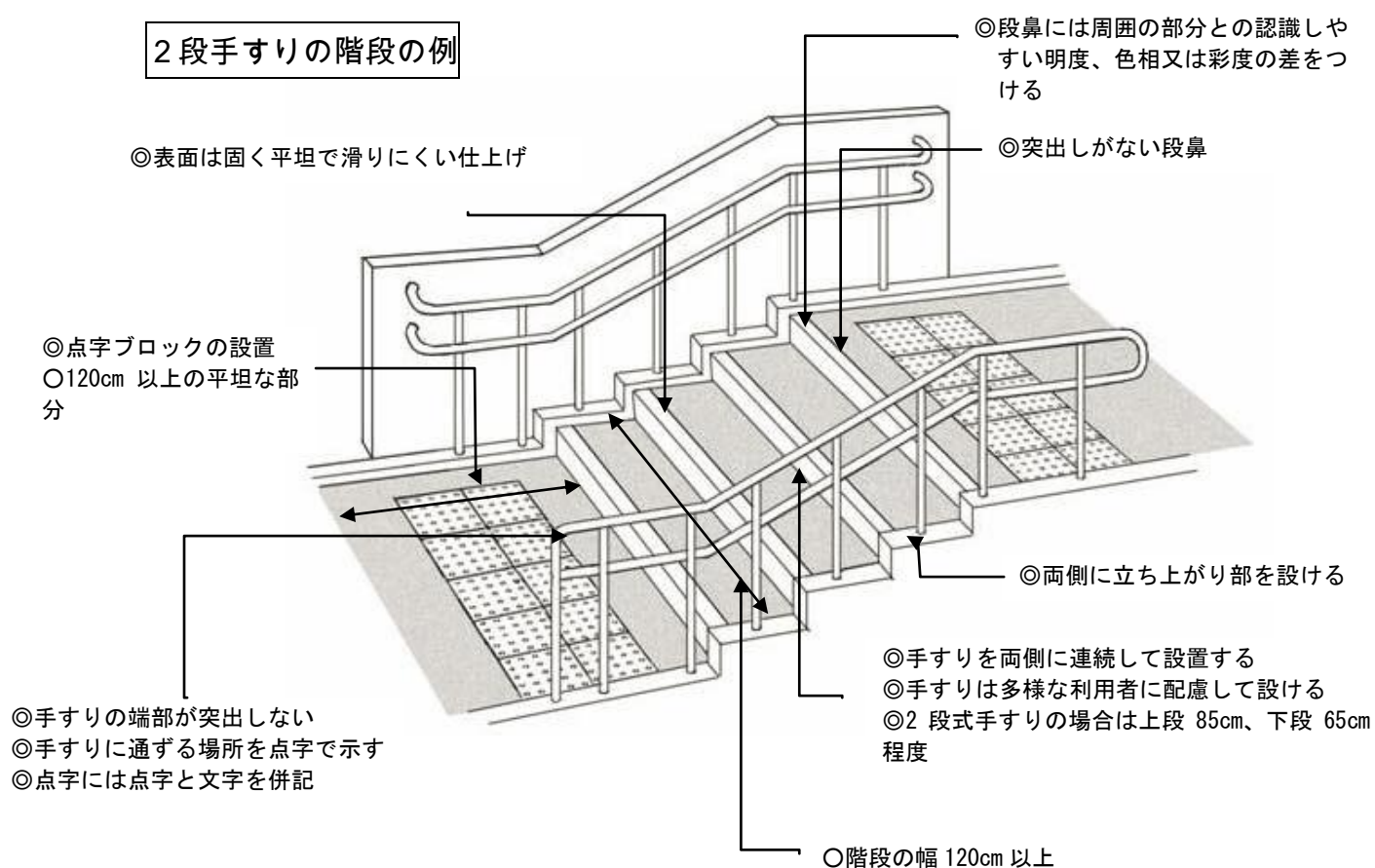
階段の両端

- ◎階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部**（小

さな高さの段) を設けます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではありません。

- ◎階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ 120cm 以上の平らな面を設けることが望まれます。

2 段手すりの階段の例



3 歩道

チェックポイント

- ① 車いす使用者が利用しやすい幅、勾配となっているか
- ② 通行の際の支障となる段差がないか
- ③ 交差点に横断歩道や歩行者用信号機が設置されているか
- ④ 視覚障害者誘導用ブロック等が連続的に敷設されているか
- ⑤ 排水溝にふたが設置されているか
- ⑥ 歩道上に突出物がないか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

歩道を設ける場合にあつては、次に定める構造であること。

- (一) 幅員は、200センチメートル以上であること。
- (二) 歩道と車道とは、分離されていること。
- (三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (四) 交差点または横断歩道と接する部分には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。
- (五) 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。
- (六) 公共交通機関の施設の周辺の歩道には、視覚障害者の利用を勘案して、誘導用床材および注意喚起用床材が適切に敷設されていること。

【整備のポイント】

- ・歩道は、あらゆる人が利用し、かつ車道と接する危険な場所であるので、利用者の安全性を確保することが重要です。

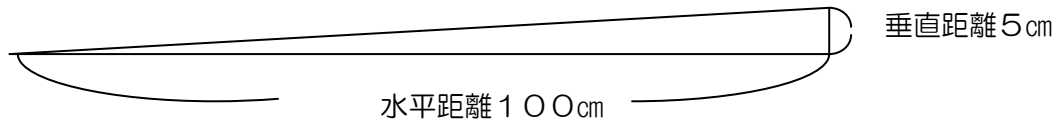
【整備の手引き】

幅・勾配

- ◎歩道の幅は、**200 cm以上**とします。
- ◎歩道の**縦断勾配（進行方向の傾斜）**は、**5%以下**とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。
- ◎歩道の**横断勾配（歩道の横の傾き）**、**1%以下**とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができます。

$$\text{勾配 (\%)} = \text{垂直距離} / \text{水平距離} \times 100$$

5%の勾配の例



段差

- ◎ 横断歩道に接続する**歩道の縁端は、車道の部分より高くする**ものとする。その段差は**2cmを標準**とし、角は面をとるか丸めます。
- ◎ 歩道と車道の段差は、車いすが乗り入れできるように8%以下の勾配ですりつけます。

歩行者への配慮

- ◎ 通路を横断する**排水溝の蓋**は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が**挟まらない構造で、滑りにくい表面**にするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。
- ◎ 視覚障害者誘導用ブロック等の色は、**基本的に黄色**とします。または、周囲の路面とブロック部分が識別しやすい色とします。
- ◎ **公共交通機関の施設の周辺の歩道**には、視覚障害者が利用しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。
- 視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者が迷うことのないよう、連側して敷設します。
- 視覚障害者誘導用ブロック等は、人がその上を歩いても電柱や標識などに衝突しない位置に設置するよう配慮しましょう。

4 バス案内所・待合所

チェックポイント

- ① 出入口や通路において車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ② 通行の支障となる段差はないか
- ③ 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ④ 受付カウンターは車いす使用者が利用しやすい寸法となっているか
- ⑤ 車いす用休憩スペースがあるか

公共交通移動等円滑化基準

(乗車券等販売所、待合所および案内所)

第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
 - 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上であること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - ハ ニに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 2 前項の規定は、待合所および案内所を設ける場合について準用する。

【整備のポイント】

- ・バス案内所・待合所は、あらゆる人が利用することを考慮して、出入口の幅を十分に確保し、段差を設けないようにしましょう。
- ・車いす使用者が遠回りすることのないよう、最も利用される経路からつながる出入口をバリアフリー化するよう配慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口の幅

- ◎ 車いす使用者の動作に対する余裕を見込み、**幅 90cm 以上**とします。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し幅 180cm 以上とすることが望まれます。

段差の解消

- ◎ **段差は設けない**ようにします。
- 施工する上で、水処理等やむを得ず多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等の配慮をしましょう。

出入口の戸の構造

- ◎ 車いす使用者の動作の余裕を見込み、出入口の戸の**幅は 90cm 以上**とします。
- ◎ 1つ以上の戸は**自動式の引き戸**とします。
- ◎ 自動ドアは、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、**感知式とするなど、開閉操作の不要なもの**とします。その場合には、戸の開閉速度は、ある程度速く開き、ゆっくりと閉じる設定のものがよいでしょう。
- ガラス戸など、戸が透明な場合には、**衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別**できるようにします。また、内部と外部が確認できる構造とします。
- ◎ 戸の前後には、車いす 1 台が止まることができるよう **120cm 以上の長さの平らな区間**を設けます。
- 自動ドアでない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように、150cm 以上の長さの平らな区間を設けることが望まれます。
- ◎ ドアの下枠や敷居により車いすの通行の支障となる**段差を設けない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 床面は平らで、濡れても滑りにくい材質とします。

受付カウンター

- 立位で使用するカウンターのほか、車いす利用者が利用しやすい受付カウンターを併設することが望まれます。
- 車いす使用者用カウンターの寸法は、60 ページ「受付台」を参照してください。

休憩スペース

- 待合所・案内所には、車いす利用者が休憩できる空間をなるべく確保するよう配慮しましょう。(車いす 1 台当たり 150 cm×150 cm程度)

5 バス乗降所

チェックポイント

- ① バス乗降の際に支障となる段差はないか
- ② 上屋やひさしがあるか
- ③ 運行状況はわかりやすく案内されているか
- ④ 路線図や時刻表はわかりやすく表示されているか、点字表示があるか

公共交通移動等円滑化基準

第23条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

【整備のポイント】

- ・路線バスは、最も身近な交通手段であり、障害者や高齢者にとって利用ニーズが高いと考えられます。このため、バス乗り降りの際に支障となる段差を解消することが重要です。
- ・安全のため、バスが進入する場所に接している乗降所には、注意喚起用の点状ブロックを敷設するなど、進入を防ぐ対策をしましょう。

【整備の手引き】

バス乗降所の構造

- ◎バス乗降所の幅は**180cm以上**とします。
- ◎バス乗降場と通路との間に**高低差がある場合は、スロープを設置**します。
- ◎スロープの勾配は、屋内では8%以下とし、屋外では5%以下とする。
- なお、屋内においても勾配は5%以下とすることが望まれます。
- ◎乗降場の**床の表面は、滑りにくいもの**とします。
- 防風および雨天を考慮し、可能な限り上屋やひさしを設けることが望まれます。

進入を防ぐ措置

- ◎乗降所において、バス等が通行したり停車したりする場所に接している部分には、安全のため、**柵、点状ブロック、その他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備**を設けます。

横断歩道

- ◎乗降場に行くために誘導車路を横切る必要がある場合は、横断歩道等を設け、安全に通行できるよう配慮します。

運行情報の案内

- 乗り場ごとに、行き先などの運行情報を点字・音声で表示するとともに弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望まれます。
- 乗降場の時刻表（バスターミナル以外のバス停のものを含む。）には、ノンストップバス等の運行時間をわかりやすく表示することが望まれます。